

社会福祉法人清松学園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清松学園（以下「当法人」という） 定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

3 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

4 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬総額)

第3条 法人の全理事の報酬総額は、年間110万円以内とする。

2 法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費等を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費等はこれを支払わないものとする

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費等を支払うことができる。

(理事の勤務報酬等)

第5条 常勤の理事が理事会及び評議員会に出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費等を支払うことができる。

2 非常勤の理事が理事会及び評議員会に出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費等を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費等を支払うことができる。なお、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び交通費等はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会に出席以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費等を支払うことができる。

- 3 監事に対して、本条の第2項及び第3項の各年度の総額が1,5000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。理事会及び評議員会に出席以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費等を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程により日当及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員等)

第8条 施設の職員を兼務する役員及び委員は、この規程を適用しない。

(報酬の支払い)

第9条 役員等の報酬は通貨をもって、本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。
- 3 役員等から報酬の受領を辞退する申出があった場合は、これを支給しないものとする。

(交通費等)

第10条 役員等には、理事会出席等必要の都度、交通費、旅費及び手数料等実費相当額を旅費規程の基準に従い支給する。

(公表)

第11条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、評議員会の承認を経て行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年6月13日より適用する

附則

この規程は、平成30年6月22日より適用する

附則

この規程は、平成31年4月1日より適用する

別表1 (日額)

名称	報酬	交通費等
理事会出席報酬等	10,000円	実費
評議員会出席報酬等	10,000円	実費

(報酬は源泉所得税を控除後の金額)

別表2 (日額)

名称	報酬	交通費等
理事業務報酬等	10,000円	実費
監事監査指導報酬等	10,000円	実費

(報酬は源泉所得税を控除後の金額)